

燃料電池自動車導入事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する燃料電池自動車導入事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び燃料電池自動車導入事業実施要綱（令和2（2020）年6月26日付け環森政第29号環境森林部長通知。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事業の内容、その交付率又は補助額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事業の内容	対象経費	交付率又は補助額	交付の相手方
燃料電池自動車導入事業費補助金	水素社会の実現に向けた燃料電池自動車の普及を促進し、環境負荷の低減を図ることを目的とする。	燃料電池自動車の導入	要綱第5条に定める経費	国庫補助金における交付規程に定める補助額の1/2以内、ただし100万円を上限とする。	要綱第3条に定める者

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

2 提出された申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、知事は、第1項に規定する期日にかかわらず、予算の総額を超えた日をもって受付を停止することができる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
燃料電池自動車導入事業費補助金	燃料電池自動車導入事業費補助金交付申請書	様式第1号	1	別表第1に掲げるもの	1	当該年度3月15日

(交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の要件に適合すると認められるときは、交付の決定をするものとする。

2 規則第5条の規定に基づき補助金を交付するときの交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 補助金を交付しないときの不交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の請求)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
燃料電池自動車導入事業費補助金	燃料電池自動車導入事業費補助金交付請求書	様式第4号	1	1 交付決定通知書の写し 2 支払口座の通帳の写し 3 知事が必要と認める書類	1	知事が定める日

(補助条件)

- 第6条** 規則第6条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助対象者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
 - (5) 補助対象者は、別に定める期間内において補助対象自動車処分しようとするときは、第9条第3項の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (6) 補助対象者は、第9条第3項の規定に基づく承認を受けた後、補助対象自動車の処分をした場合において、知事の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(変更の承認)

- 第7条** 補助対象者は、補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとするときは、様式第5号事業内容変更承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2** 補助対象者は、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、様式第6号事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(財産の管理)

- 第8条** 補助対象者は、補助対象自動車を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- 2** 補助対象者は、補助事業完了後4年以内に天災地変その他補助対象者の責に帰する理由により、補助対象自動車に毀損、滅失が生じたときは、様式第7号補助対象自動車毀損、滅失届によりその旨を知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限期間)

- 第9条** 規則第24条の規定により処分の制限を受ける財産は、補助事業により取得した燃料電池自動車とする。
- 2** 同条ただし書きに規定する知事が定める期間は、事業完了後、4年とする。
- 3** 補助対象者は、前項で規定する期間内において、補助対象自動車を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8号財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4** 知事は、前項の承認をしたときは、補助対象者宛て通知するものとし、当該処分により収入があった場合等必要と認める場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 5** 補助対象者は、前項の規定による知事の請求があったときは、知事が定める期日(以下「納付期限」という。)までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 6** 前項の規定により県が補助金の返納を求めるときには、燃料電池自動車の残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表第十に基づく定率法で算出する。

(交付決定の取り消し)

- 第10条** 知事は、交付対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき
 - (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

(補助金の返還)

- 第11条** 知事は、前条の規定による取り消しをしたときは、補助対象者に通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2** 補助対象者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事が定める期日(以下「返還期限」という。)までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3** 補助対象者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(延滞金)

- 第 12 条** 補助対象者は、第 9 条第 5 項の規定により、補助金の全部又は一部の納付を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかった場合であつて、知事の請求があつたときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 2** 補助対象者は、第 11 条第 2 項の規定により、補助金の全部又は一部の納付を命ぜられ、これを返還期限までに納付しなかった場合であつて、知事の請求があつたときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(証拠書類の保存)

- 第 13 条** 規則第 23 条に定める帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第 14 条** 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人にあつては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 2** 知事は、必要に応じ補助金交付を受けた者が、第 1 項各号のいずれかに該当するとき、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3** 前項の規定による処分に関しては、第 10 条から第 12 条の規定を準用する。

附 則

この要領は、令和 2（2020）年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3（2021）年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4（2022）年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 添付書類（第3条関係）

番号	必要書類	備考
1	誓約書	
2	購入車両（購入し、又はリース契約等を締結した燃料電池自動車をいう。）に係る請求書又は契約書 ※割賦販売の場合、申請者が契約者となっているローン契約書も併せて必要 ※車両登録番号、車体番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。	写し
3	購入車両の代金の支払いに係る領収書 ※販売会社等の印があるものに限る。	写し
4	購入車両の自動車検査証	写し
5	登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※法人及びリース事業者の場合のみ必要 ※リース事業者で、予定貸与先が法人の場合、予定貸与先の登記事項証明書も併せて必要 ※申請日時点で、発行日から3ヶ月以内のものに限る。	原本
6	住民票 ※個人の場合及びリース事業者で予定貸与先が個人の場合のみ必要 ※リース事業者で、予定貸与先が個人の場合には、予定貸与先の住民票が必要 ※申請日時点で、発行日から3ヶ月以内のものに限る。	
7	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書） ※リース事業者の場合、予定貸与先についての証明書が必要 ※県税事務所（自動車税等）で発行されるもの及び市町役場（個人県民税）で発行されるものが必要 ※課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合は、その旨を記した書面（様式任意）	原本
8	購入車両に係るリース契約書 ※リース事業者の場合のみ必要	写し
9	購入車両に係るリース料金の算定根拠を示す書類（通常のリース料金と補助金を受けた場合のリース料金が比較できるもの） ※リース事業者の場合のみ必要	
10	その他知事が必要と認める書類	

誓約書

申請者は、燃料電池自動車導入事業費補助金交付要領第14条第1項各号のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約致します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

住所

氏名又は名称
(法人にあっては代表者)

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)
住所
名称（法人の場合）
代表者氏名（法人の場合）
氏名（法人の場合は担当者名）
電話

年度燃料電池自動車導入事業費補助金交付申請書

年度において燃料電池自動車導入事業について、燃料電池自動車導入事業費補助金 円を交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 誓約書
- 2 購入車両に係る請求書又は契約書
- 3 購入車両の代金の支払いに係る領収書
- 4 購入車両の自動車検査証
- 5
- 6

様式第 2 号（第 4 条関係）

栃木県指令環森政第 号

住 所 ○○○○

氏 名（法人の場合は名称）○○○○

年 月 日付けで申請のあった燃料電池自動車導入事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「交付規則」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法は精算払とする。
- 3 補助金の確定額は、この通知書による交付決定額とする。
- 4 補助条件等
 - (1) この補助金に関しては、この通知に定めるもののほか、交付規則、燃料電池自動車導入事業実施要綱（令和 2（2020）年 6 月 26 日付け環森政第 29 号）、燃料電池自動車導入事業費補助金交付要領（令和 2（2020）年 6 月 26 日付け環森政第 29 号）の定めるところによる。
 - (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなくてはならない。
 - (3) 補助事業により取得した燃料電池自動車は 4 年間の財産処分制限期間が定められているので、処分しようとする場合においては、知事の承認を受けなくてはならない。

年 月 日

栃木県知事

様式第3号（第4条関係）

栃木県指令環森政第 号

住 所 ○○○○

氏 名（法人の場合は名称）○○○○

年 月 日付けで申請のあった燃料電池自動車導入事業費補助金
については、下記のとおり不交付とする。

記

不交付の理由

年 月 日

栃木県知事

様式第 4 号（第 5 条関係）

燃料電池自動車導入事業費補助金交付請求書

年 月 日付け栃木県指令環森政第 号をもって決定交付通知のあった燃料電池自動車導入事業費補助金を下記のとおり交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第 18 条の規定により請求します。

記

交付請求額 金 _____ 円

支払口座は、別添通帳の写しのとおり

年 月 日

請求者住所

氏名又は名称及び代表者氏名

栃木県知事

様

栃木県知事

様

（申請者）

住所

名称（法人の場合）

代表者氏名（法人の場合）

氏名（法人の場合は担当者名）

電話

燃料電池自動車導入事業内容変更承認申請書

年 月 日栃木県指令環森政第 号で交付の決定の通知があった事業について、下記により事業内容を変更いたしたく、燃料電池自動車導入事業費補助金交付要領第 7 条の規定により、承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

栃木県知事

様

（申請者）
住所
名称（法人の場合）
代表者氏名（法人の場合）
氏名（法人の場合は担当者名）
電話

燃料電池自動車導入事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日栃木県指令環森政第 号で交付の決定の通知があった事業について、下記により事業内容を中止（廃止）いたしたく、燃料電池自動車導入事業費補助金交付要領第 7 条の規定により、承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

栃木県知事

様

（申請者）

住所

名称（法人の場合）

代表者氏名（法人の場合）

氏名（法人の場合は担当者名）

電話

燃料電池自動車導入事業補助対象自動車毀損、滅失届

年 月 日栃木県指令環森政第 号で交付の決定の通知があった燃料電池自動車導入事業費補助金に係る補助対象自動車について、下記のとおり毀損・滅失しましたので、燃料電池自動車導入事業費補助金交付要領第8条の規定により、届け出ます。

記

1 毀損、滅失した補助対象自動車

2 毀損、滅失の日

年 月 日

3 毀損、滅失の内容（状況）

4 添付書類

（1）現況写真

（2）その他参考となる書類等

栃木県知事

様

（申請者）
住所
名称（法人の場合）
代表者氏名（法人の場合）
氏名（法人の場合は担当者名）
電話

燃料電池自動車導入事業費補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日栃木県指令環森政第 号で交付の決定の通知があった事業について、燃料電池自動車導入事業費補助金交付要領第 9 条の規定に基づき、財産処分の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項